

「コウノトリ但馬空港の活性化に向けた空港及び周辺エリアのあり方に関する基本方針策定業務」 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「コウノトリ但馬空港の活性化に向けた空港及び周辺エリアのあり方に関する基本方針策定業務」契約候補者選定について必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

コウノトリ但馬空港の活性化に向けた空港及び周辺エリアのあり方に関する基本方針策定業務

(2) 業務の目的

開港から 30 周年を経過し、但馬空港を取り巻く環境が変化する中、本市では但馬空港を単なる「空の玄関口」ととどまらず、豊岡市のまちづくりや但馬地域全体の持続的なまちづくりに寄与する重要な地域資源として位置付けている。

また、兵庫県が設置した「コウノトリ但馬空港のあり方懇話会」は最終報告において、今後の但馬空港の役割とあるべき姿を示すとともに、その実現にむけた取組方策等について幅広い提言を行っている。

本業務は、この最終報告に基づき、本市で整理を進めている「但馬空港クロスモビリティハブ構想（案）」の考え方を踏まえ、空港及び周辺エリアの活用方法や可能性を検討し、豊岡市及び但馬地域の活性化につながる方向性をとりまとめた「基本方針」を策定するものである。

〔関連事項〕

- ・コウノトリ但馬空港のあり方懇話会

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks06/arikatakonwakai.html>

- ・但馬空港クロスモビリティハブ構想（案）

別添資料「コウノトリ但馬空港の未来を描く：基本方針策定に向けたスコープ整理」を参照のこと

(3) 業務内容

ア 業務を円滑に進めるために、作業の進め方、実施工程、実施体制などを整理した業務計画書を作成する。

イ 素案の策定

（ア）「コウノトリ但馬空港のあり方懇話会」最終報告を整理・分析し、これまでの経緯や要望、関連計画・課題を把握する。現地調査や協議、法規制などの条件も踏まえ、但馬空港と周辺環境の現状（利用状況、経営・運営、インフラ、交通等）や市の関連事業との整合性を整理する。そのうえで、「但馬空港クロスモビリティハブ構想（案）」を踏まえ、空港及び周辺エリア活用のための基本方針策定に向けた前提条件をまとめる。

（イ）他空港での空港周辺エリアの利活用事例を収集整理した上で、本業務の目的に有効となる事例について、詳細に分析する。

（ウ）（ア）及び（イ）の結果を踏まえ、空港及び周辺エリアの多角的な活用に向けた基本的な考え方や方向性をとりまとめ、「基本方針」を策定する。

(エ) (ウ) を実現するために必要となる機能の検討及び施設のゾーニング計画を立案し、最適案を整理する。

ウ 検討結果を取りまとめた報告書を作成する。

(4) 業務期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 25 日（木）

3 事業費（補助率・負担率等）

(1) 予算額

9,000 千円

なお、参考見積書の金額が、見積額（予算額）を超過した場合は失格とする。

(2) その他

本事業に係る予算執行については、豊岡市会計規則（平成 17 年規則第 54 号第 16 条）の規定に基づき執行する。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 参加資格

(1) プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなければならない。

ア プロポーザル方式により契約しようとする業務における豊岡市での競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ 豊岡市指名停止基準（平成 17 年豊岡市制定）による指名停止の措置期間中でないこと。

ウ 豊岡市入札参加資格制限基準（令和 3 年豊岡市制定）第 2 条各号いずれかの資格制限事由に該当する者でないこと及び第 3 条の規定による資格制限を受けている者でないこと。

エ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

キ 豊岡市暴力団排除条例（平成 24 年豊岡市条例第 32 号）第 7 条に規定する措置の対象に該当していないこと。

ク 本業務において、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えられる者

(2) 前記(1)アに規定する豊岡市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提案者となろうとする場合は、次に掲げる事項の書類を提出し、市の参加資格審査を経たうえで、プロポーザルに参加することができる。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記していない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 財務諸表（法人及び個人）

※直前2年分の決算書類（損益計算書及び貸借対照表の写し）

オ 豊岡市に納税義務がある者は豊岡市税の納税証明書（最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が0円であるものに限る。）

カ 法人にあっては法人税並びに消費税及び地方消費税、個人にあっては所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある納税証明書（税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載されている未納額（滞納額）が0円であるものに限る。）

6 募集内容

(1) 募集方法

市公式ウェブサイト等を通じて募集

(2) 応募方法

プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 会社概要（様式2）

(ウ) 業務実績調書（様式3）

(エ) 5参加資格の(1)アに規定する豊岡市競争入札参加資格者名簿に登録されていない者が提案者となろうとする場合は、5(2)に記載する書類

イ 提出方法

電子メール（メール受信可能な容量は約10MBまでのため、10MBを超える場合はメールを複数回に分けて提出すること。）

ウ 提出期限

2026年10月7日（水）正午まで

エ 提出先

豊岡市役所市長公室経営企画課 交通政策室

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

TEL：(0796) 21-9022 E-mail：koutsuu@city.toyooka.lg.jp

(3) 質疑・回答の実施

実施要領等の内容に対する質問がある場合は、以下の質問フォームに入力すること。

なお、メール、電話、ファックス又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 受付期限 2026年10月2日（金）17時まで

イ 質問提出フォーム

<https://toyooka-city.form.kintoneapp.com/public/tajimakuukou>

ウ 質問回答日（予定） 2026年10月6日（火）

オ 回答の方法

質疑内容とその回答を市公式ウェブサイト（本件の募集ページ）に掲載する。

なお、本業務の応募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。

(4) 参加資格審査

提出された書類により、参加資格の有無を審査し、審査結果を2026年10月8日（木）まで

に、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

(5) 辞退届の提出

参加申し込み後にプロポーザル参加を辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。

なお、この場合でも、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。

- ア 提出書類 辞退届（様式4）
- イ 提出方法 6(2)イに同じ
- ウ 提出期限 2026年10月19日（月）正午まで
- エ 提出先 6(2)エに同じ

7 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 業務実施体制各種調書及び企画提案書提出届（様式5）

イ 実施体制各種調書及び企画提案書

(ア) 再委託調書（様式6）

(イ) 工程表（様式7）

(ウ) 企画提案書（任意様式）

企画提案書については、以下に示す内容を具体的に記載し、20 ページ以内にまとめ、ページ番号を付すこと。また、別紙「仕様書」に定める内容にも留意すること。

企画提案書中の文章及び図表は、専門知識を有しない者でも理解できるように、分かりやすい表現とし、難解な専門用語を使用する場合は、必ず注釈を付すこと。

- a 業務実施方針
- b 事業全体の実施体制・工程
- c 本事業の取り組みにあたっての自社の強みやノウハウ
- d 同種・類似事業の実績
- e 業務内容に対する提案内容

(エ) 見積書（任意様式）

※見積書は合計金額だけでなく、業務ごとの積算内訳も記載すること。

- (2) 提出方法 6(2)イに同じ
- (3) 提出期限 2026年10月20日（火）正午
- (4) 提出先 6(2)エに同じ

8 日程（予定）

項 目	期 日
公募開始	2026年9月24日（木）
企画提案に関する質問書提出期限	2026年10月2日（金） 17時まで（必着）
企画提案に関する質問書回答	2026年10月6日（火）（予定）
参加申込書の提出期限	2026年10月7日（水） 正午まで（必着）
参加資格審査結果通知	2026年10月8日（木）（予定）
参加申込後の辞退期限	2026年10月19日（月） 正午まで（必着）
企画提案書提出期限	2026年10月20日（火） 正午まで（必着）

プレゼンテーション審査の実施	2026 年 10 月 26 日（月）午後（予定）
最終審査結果の通知	2026 年 10 月 30 日（金）（予定）
契約締結	2026 年 11 月上旬（予定）
業務着手	2026 年 11 月上旬～中旬（予定）

9 審査概要

(1) 審査委員会

「コウノトリ但馬空港の活性化に向けた空港及び周辺エリアのあり方に関する基本方針検策定業務」委託契約候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査を行う。

(2) 審査方法

ア 評価

(ア) 委員会は、提出された企画提案書等の確認及び応募事業者からのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、別に定める審査項目及び配点等に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

(イ) 応募事業者の評価は加点方式により行う。

イ 企画提案審査（プレゼンテーション等）

(ア) 開催日 2026 年 10 月 26 日（月）（予定）

※本市の都合により日程を変更する場合がある。

(イ) 開催場所 豊岡市役所本庁舎 3 階 3－4 会議室

(ウ) 出席者 当該業務に参画する 3 人までとする。

(エ) 説明事項 プレゼンテーションは、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。プレゼンテーション 25 分、ヒアリング 25 分程度を予定。

(オ) 参加通知 企画提案審査への参加通知は 10 月 20 日（火）を目途に電子メールで通知する。

(カ) 留意事項

a 企画提案の順番は、提案書等関係書類の受付順とする。なお、辞退が出た場合は、順次繰り上げる。

b 資料は事前に提出のあった提案書とし、追加資料は受け付けない。

c 提出のあった提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは評価対象としない。

d 企画提案審査及び委員会は非公開とする。

e 企画提案及び委員によるヒアリングは、本市において録音・録画を行う。なお、提案者による録音・録画は禁止とする。

f プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクターは市が用意する。

オ 選定

別に定める審査基準に基づき採点し契約候補者及び次点者を選定する。なお、合計点が同じ場合は、委員の合議により決定する。なお、60 点に満たない場合は、最高評価点を獲得しても契約候補者としない。

カ 最終審査結果の通知

最終審査結果は、企画提案審査参加者全てに 2026 年 10 月 30 日（金）までに書面で通知するとともに、契約候補者及び次点者の事業者名を市公式ウェブサイトで公表する。

10 審査基準

本プロポーザルは、次の基準に基づき審査する。

審査項目	評価の観点	配点
業務の計画性	①但馬空港の現状と「但馬空港クロスモビリティハブ構想（案）」の目的を理解し、本業務の役割や主要課題を的確に捉えているか。 ②各検討フェーズや打ち合わせを、契約期間内で着実に履行できる現実的な工程が示されているか。	10 点
業務実施体制	①各分野の高度な専門知識と経験を持つ担当者が適切に配置され、責任分担が明確になっているか。 ②統括責任者、実務担当者、外部連携などの体制が整備され、円滑な意思決定や合意形成ができる体制となっているか。	20 点
業務実績	①同種・類似業務の豊富な実績があり、空港の防災拠点化や地域活性化に関するノウハウを活用できるか。 ②防災拠点化や地域活性化といったテーマに関する経験が、本業務の要求水準に合致しているか。	20 点
企画提案内容	①但馬空港の現状と経緯を整理し、「地域活力創生」と「地域防災機能強化」の両立する将来像を示しているか。 ②必要な導入機能やゾーニングの考え方が具体的で実現可能な提案となっているか。 ③能登空港等の事例を分析し、豊岡市の構想を踏まえつつ、但馬空港への応用・展開策が示されているか。 ④基本方針策定後の推進方策、関係機関との連携、次の事業につながる実現性があるか。	40 点
見積金額	本業務にかかる費用を相対的に評価する。 $\left(10 \text{ (配点)} \times \frac{\text{提案者中の最低見積額}}{\text{当該見積額}}\right) \text{ ※小数点以下切り捨て}$	10 点
合計		100 点

11 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成 17 年豊岡市条例第 7 号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第 7 条第 2 号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

12 失格事項

契約締結までに次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を契約候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 契約締結までに参加資格を満たさなくなったもの。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。
- (3) 提出書類に不備がある場合
- (4) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (5) 提出した書類等に虚偽の記載があった場合
- (6) 参考見積書の金額が、「3 事業費（補助率・負担率等）」を超える場合
- (7) 参考見積書の金額と内訳書の金額が一致しない場合
- (8) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合

13 契約

(1) 手続の進め方

契約候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

(2) 仕様等の確定

仕様等については、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更又は削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができるものとする。

(3) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(4) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

(5) その他

特になし

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却せず、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。また、契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については、本市の許可なく開示できない。
- (4) 企画提案書に記載した業務実施体制は、変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、協議のうえ決定するものとする。

- (5) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (6) 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。
- (7) 企画提案書を提出するにあたり他社の協力を得た場合はその旨を明記すること。
- (8) 参加申込業者に関しては公表しない。
- (9) 審査に係る電話等での問合せには応じない。
- (10) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (11) 成果品の著作権は本市に帰属する。

15 問合せ先

豊岡市役所市長公室経営企画課交通政策室

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

TEL : (0796) 21-9022 E-mail : koutsuu@city.toyooka.lg.jp